

地方自治体における事例の報告 ②

「京都市における就労支援の取組について」

～組織的な取組による自立支援の推進に向けて～

京都府京都市保健福祉局生活福祉部地域福祉課
課長補佐 荒木 修生 氏

京都市における就労支援の取組について

～ 組織的な取組による自立支援の推進に向けて ～

1 京都市における保護動向

(1) 京都市の地域特性

～ <高保護率の背景> 脆弱な産業構造, 高い高齢化率等 ～

○零細事業所が多いなど, 脆弱な産業構造

従業員数1～4名の事業所割合が65.5%と, 政令市中最も高い(政令市平均58.9%)

○低所得世帯が多い

年間所得200万円未満の世帯割合が28.8%と, 政令市中最も高い(政令市平均20.9%)

○高齢化率が高い

65歳以上の高齢化率が19.7%と, 政令市中2番目に高い(政令市平均17.1%)

○改善の兆しはみられるものの, なお引き続き厳しい雇用情勢

平成17年1～3月平均完全失業率: 全国4.7 近畿5.7(北海道に次ぎ2番目に高い)

(2) 保護率の動向

～ 保護率は, 全国平均と同様に, 引き続き増加傾向にあるが, 伸び率は鈍化傾向 ～

年月	H11.4	H12.4	H13.4	H14.4	H15.4	H16.4	H17.4
保護率 ‰	19.6‰	20.0‰	20.5‰	21.9‰	23.4‰	24.8‰	25.5‰
前年度差	+0.1	+0.4	+0.5	+1.4	+1.5	+1.4	+0.7
伸び率%	+0.5%	+2.0%	+2.5%	+6.8%	+6.8%	+6.0%	+2.8%

全国平均 ‰	7.7‰	8.2‰	8.7‰	9.4‰	10.1‰	10.9‰	11.3‰
伸び率%	+5.5%	+6.5%	+6.1%	+8.0%	+7.4%	+7.9%	+4.6%

*H17.4欄の全国平均はH17.1で, 伸び率はH16.1との比較。

(3) 稼働年齢層の者に対する指導援助

～ 長期化する厳しい雇用情勢の影響を受け, 自立助長推進世帯の目的達成率は低迷していたが, ここ2年は, 福祉事務所の組織的取組等により改善傾向 ～

年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
京都市	48.8%	39.7%	40.7%	39.2%	39.2%	37.5%	44.7%	52.7%
全国平均	45.6%	47.5%	41.3%	42.3%	40.2%	39.5%	39.8%	—
完全失業率	4.0	4.9	5.6	5.9	6.3	6.7	6.6	5.6

*完全失業率は, 近畿ブロックの年平均値。

2 京都市における生活保護の実施体制

(1) 福祉事務所

		H17 京都市	H15 全国市部
福祉事務所数		14 箇所 (11 区 3 支所)	879 箇所
C	CW数	325名 (平成17年5月現在) 地区担当員 304名, 専任面接員 21名	9,421名 地区 8,846名 面接 575名
	充足率 (80対1で100)	107.6% (")	95.9%
W	CW当たり世帯数	77.2世帯 (平成17年4月被保護世帯)	87.8世帯
	現業経験1年未満の割合	17.3% (平成16年5月現在)	24.8%
	CW平均年齢	37.4歳 (")	—
	CW平均経験年数	5.5年 (")	—
S	査察指導員数 (保護係長)	43名 (平成17年4月現在)	1,701名
	現業経験無の割合	4.7% (")	27.2%
V	SV平均年齢	49.6歳 (平成16年4月現在)	—
	SV平均経験年数	3.0年 (")	—
	SVのCW平均経験年数	12.3年 (")	—

*被保護80世帯に1名のCWを配置。その他に、各福祉事務所に1~2名の専任面接員を別途配置、また、稼働年齢層の被保護者が多い福祉事務所にCWを別途加配置。

(2) 市本庁

○保健福祉局長による福祉事務所幹部職員に対する個別ヒアリング

平成6年度から実施。平成14年度から年1回を2回に変更。福祉事務所の所長、課長を対象とした生活保護適正化に向けた保健福祉局長によるヒアリングを実施。

○生活保護適正化福祉事務所巡回指導

市本庁による生活保護法施行事務監査とは別に、自立助長推進世帯に対する指導援助の推進を目的として、平成16年4月に市本庁に巡回指導担当係長を配置。全福祉事務所を巡回し、保護台帳審査及び福祉事務所課長・保護係長とのヒアリングを実施。

3 京都市における就労支援の取組

(1) 背景・問題意識

○社会情勢・雇用構造の変化に対応した就労支援の必要性

- ・「猫の手も借りたい」時代から、「即戦力しかいない」時代へ
- ・「いついつまでに働いてください」だけでいけた時代から、被保護者の個々の状況に応じて、きめ細かで具体的な支援を行わないと就労実現が困難な時代へ
 - CW個人ではなく、組織としての就労支援ノウハウの蓄積
 - 学歴、職歴、資格、希望職種等の詳細な把握による就労支援の具体的な方向性の検討

○指導職員による進行管理の徹底とCWへの助言指導の必要性

- ・保護係長による毎月の進行管理と適切な助言指導
- ・所長，課長を含む幹部職員ヒアリングによる取組状況の評価及び方針決定システムの構築
→CW任せではなく，組織的なバックアップ体制による取組

(2) 被保護者に対する就労支援の取組

ア 自立助長推進世帯実施要綱の改訂（平成16年4月～）

- ・進行管理台帳の整備と，保護係長への毎月回付のルール化
- ・年2回以上の定例所長ヒアリングの実施，随時のケース診断会議の開催

イ 新規自立支援世帯への取組（平成16年4月～）

- ・新規開始時から3箇月を取組目標期間とした組織的取組による就労支援の実施

ウ 「達成すべき実施水準となる指標」を設定した組織的取組の実施（平成16年4月～）

各福祉事務所において，「稼働年齢層の者への指導援助」等の現状や取組内容の分析・評価を行い，問題点に応じた改善策を明らかにするとともに，「達成すべき実施水準となる指標」を複数設定し，指標値達成を目標とした組織的取組の徹底により，実施水準の更なる向上を図る。

保健福祉局長による年2回の福祉事務所幹部職員に対する個別ヒアリングにより，進捗状況の把握及び指導を実施。

指標大項目	指標中項目
1 訪問調査活動	訪問活動適正率（市監査結果）
	計画訪問実施率
2 稼働年齢者指導 自立助長推進世帯	求職活動申告書月当たり徴取率
	面接による月当たり指導援助率
	目的達成率
3 他法他施策活用	老齢年金受給資格確認率
4 医療扶助適正運営	180日超入院患者の退院可否検討率

エ 就労支援員の派遣（平成13年4月～）

ハローワークOB等を2名嘱託採用し，就労支援員として福祉事務所に派遣し，被保護者の就労を支援。

平成16年6月に「就労支援員派遣事業の手引き」を一部改訂し，短期集中的な就労支援を行うこととしている。

オ 「生活保護就労支援の手引き」の作成（平成 16 年 5 月）

別添資料参照。稼働能力の把握・点検方法と、就労支援のノウハウ、事例検討集の作成。

作成に当たっては、市本庁職員と福祉事務所職員（所長 1 名，課長 3 名，保護係長 6 名）を構成員とした「生活保護部会」において、年間を通じて検討。

作成後は、新任 CW 研修や、毎月開催の保護係長会議において研修を実施。また、福祉事務所においても、係会議等の場を活用し、ケース処遇事例を中心に適宜、研修を実施。

- 就労支援の流れ
- 稼働能力等の把握
- 稼働能力の点検
- 就労支援
- 就労の開始
- 就労支援関連施策
- 資料編
 - ・ケース処遇事例
 - ・ハローワーク等関係機関一覧，利用手順
 - ・履歴書の書き方，採用面接の心構え
 - ・各種通知，要綱

4 今後の取組

平成 17 年度の早い時期に、ハローワークとの制度的連携による就労支援事業を含め、自立支援プログラムに基づく就労支援を順次開始予定。

～最後に～

生活保護 CW の仕事は、被保護者の力を引き出し、夢と希望を与える、やりがいのある仕事です。

CW の就労支援が実を結べば、被保護者はもとより、CW の自信にも繋がるでしょうし、何よりも「CW をやっていて、よかった」という思いを持てるのではないのでしょうか。

今年度から導入される自立支援プログラムは、就労支援の取組全体をシステム化するものであり、被保護者の自立・就労支援に大きく貢献すると期待しており、生活保護適正化の推進を図る一方で、CW をいずれ卒業したときに、CW 時代の経験や自信が他の業務にも役立つものとなるよう、取り組んでいきたいと考えております。